

居宅介護支援事業

重要事項の概要

1. 事業所名
2. 介護保険事業所番号
3. 事業所所在地
4. 指定（更新）年月日
5. 電話番号
6. サービスを提供する通常の地域

7. 営業日及び営業時間

営 業 日	月、火、水、木、金曜日
営業(受付)時間	午前9時00分 ～ 午後6時00分
休 業 日	土・日曜日、国民の休日、12月29～1月3日を除く
緊急連絡先(24時間対応)	090-5886-7456

8. 管理者名
- 井藤 雅人

9. 事業所の基本職員体制

職 種	勤務の内容	勤 務 形 態
施設長（管理者）	従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行います。	1名 常勤兼務(介護支援専門員(ケアマネジャー)と兼務)
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	居宅介護支援業務を行います。	1名以上 (内 1 名は常勤管理者と兼務)

10. サービスの特徴

ほおずきケアプランセンターは、『豊かな笑顔で、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるために』をテーマに要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、介護保険制度ご利用のサポートを行い、利用者の選択に基づく居宅サービス計画の作成を行います。

事業所の運営にあたっては、特に認知症の方が自分らしく暮らしていくためのサポートや地域の方が気軽に相談できる認知症ケアなどの窓口を目指します。

また、関係市町村、地域の保健・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場にたった居宅サービス計画の作成を心掛けます。

11. 利用についての留意事項

- (1) 要介護認定までに、利用者が居宅サービスの提供を希望する場合には、この契約を締結から30日以内に暫定居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要なサービス提供のための支援を行います
- (2) 要介護認定の結果、自立（非該当）となった場合には、要介護認定前に提供された居宅サービスに関する利用料は、原則的に利用者が負担することになります。
また、要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があり、この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者において負担することになります。

12. 利用料金

- (1) 介護保険サービス

当事業所が提供する居宅介護支援サービスの利用料については、利用者が介護保険を利用し当事業所の居宅介護支援に対し、介護保険給付が支払われる場合は、原則として、利用者の負担はありません。
但し介護保険適用の場合であっても、利用者に介護保険料の滞納がある場合は、利用者より下記の料金を徴収し、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出すると、払い戻しを受けることができる場合があります。滞納の期間によっては、全額利用者の負担となることもあります。

居宅介護支援費 I	区分	神戸市	明石市	加古川市・高砂市 ・播磨町・姫路市
居宅介護支援費（i） <取扱件数 45 件未満>	要介護1・2	11, 772円	11, 316円	11, 088円
	要介護3・4・5	15, 295円	14, 702円	14, 406円
居宅介護支援費（ii） <取扱件数 45 件以上 60 件未満>	要介護1・2	5, 896円	5, 668円	5, 554円
	要介護3・4・5	7, 631円	7, 335円	7, 187円
居宅介護支援費（iii） <取扱件数 60 件以上>	要介護1・2	3, 533円	3, 396円	3, 328円
	要介護3・4・5	4, 574円	4, 397円	4, 308円

※事業所の人員配置及びサービス提供に当り該当する報酬を算定します。

また、提供体制等に応じてその他必要な加算を算定します。

- (2) その他の費用

次の場合は下記の費用を徴収します。

申請代行料	無 料	要介護認定の申請代行にかかる費用については無料です。
交通費 利用者宅が当事業所の通常の事業実施地域外にある場合、交通費が必要となります。	片道 1, 000円	片道約10キロ未満
	片道 2, 000円	片道約10キロ以上
コピー料金	1枚あたり10円	サービス提供の実施記録を利用者に交付する場合にコピー料金等 1枚当たり10円が必要となります。

13. サービスについての苦情

- (1) 苦情の窓口

電 話 番 号	050-5799-4723	受付時間 9：00～18：00
窓口担当者	岸本 篤 ・ 平田 龍太郎 ・ 小川 崇	

- (2) その他の苦情窓口

加古川市介護保険課管理係	079-427-9123	受付時間 月～金曜日 8：30～17：15
高砂市福祉部介護保険課	079-443-9063	受付時間 月～金曜日 8：30～17：15
播磨町介護保険チーム	079-435-2582	受付時間 月～金曜日 8：30～17：15
明石市高年介護室（介護保険）	078-918-5091	受付時間 月～金曜日 8：55～17：40（12～13：00 除く）
兵庫県国民健康保険団体連合会	078-332-5617	受付時間 月～金曜日 9：00～17：15
兵庫県介護保険審査会事務局	078-341-7711	受付時間 月～金曜日 9：00～17：00

14. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	有 ・ 無
-------	-------